

審 査 基 準

平成12年 8 月 1 日作成

法 令 名： 青森県道路交通規則
根 拠 条 項： 第15条第3項
処 分 の 概 要： 緊急自動車若しくは道路維持作業用自動車の指定証又は届出確認証の再交付
原権者（委任先）： 青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 10日
申 請 先： 申請書は、警察本部交通規制課又はあなたの住所地を管轄する警察署の交通第二課又は交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：